

Wi-Fi スクエア規約

(名称)

第1条 本コミュニティは、Wi-Fi スクエアと称します。

(事務局)

第2条 本コミュニティの運営のため事務局を設置します。事務局は、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（以下、Wi2 といいます。）内に設置します。

2 事務局は第3条に掲げる目的に関する業務を行います。

(目的)

第3条 本コミュニティは、公衆無線LAN（以下、Wi-Fi といいます。）の普及と利用の利便性を向上するため、次のことを行います。

- ① 会員が設置する Wi-Fi アクセスポイント（以下、AP といいます。）を会員の Wi-Fi 利用のために開放し、Wi-Fi の普及・利用促進を図ること
- ② Wi-Fi の普及ならびに利用に関する情報等の会員へのWEBでの提供

(会員)

第4条 本コミュニティは、Wi2 の「Wi2 300」の契約者（Wi2 AP を利用可能な者を含む）からなる会員で構成します。

2 会費は無料とします。

(入会)

第5条 Wi2 300 の契約者は本コミュニティに入会したものとみなします。

なお、Wi2 300 の契約者でなくなったときは、本コミュニティを退会したものとみなします。

(コミュニティで利用可能な AP)

第6条 本コミュニティに Wi-Fi アクセスポイントを登録する場合は、本規約別紙の「無線LANルータの登録に関する同意書」に同意のうえ登録することとします。

2 本コミュニティで利用可能な AP は、次のとおりです。

- ① 本コミュニティの SSID (wifi_square) をもつ AP。AP 設置場所及び地図に関し、公開することとします。

なお、利用可能な AP は、会員が第3条に掲げる目的のために自発的・自律的にコミュニティ内で提供しているものであり、接続品質を保証するものではありません。ただし、利用する上での最低限のセキュリティの確保については、配布された AP により図ることを目指します。

(会員資格の取消)

第 7 条 以下の事由が判明した場合には、事務局の判断により、会員資格の取り消しならびに、A P の利用を禁止することがあります。

- (1) 本コミュニティにおいて利用可能な A P を通じて不正なインターネットアクセスを行った場合
- (2) 本コミュニティの提供する情報を不正に使用した場合
- (3) 本規約の条項および条件のひとつにでも違反した場合
- (4) コミュニティ事務局の業務に支障を及ぼす行為を行った場合
- (5) 前各号のおそれのある行為を行った場合もしくはおそれのある場合
- (6) その他、事務局が A P の利用について不相当と判断する場合。

(会員資格の譲渡)

第 8 条 会員資格を他人へ譲渡・貸与すること、使用許諾することおよび担保設定等を行うことはできません。

(禁止事項)

第 9 条 会員は、以下に該当する行為、またはその恐れがある行為をすることはできません。

- ① 第三者または Wi2 の著作権もしくはその他の権利を侵害する行為、またはこれらを侵害するおそれのある行為。
- ② 第三者または Wi2 の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、またはこれらを侵害するおそれのある行為。
- ③ 前号のほか、第三者または Wi2 に不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれのある行為。
- ④ 第三者または Wi2 を誹謗中傷する行為。
- ⑤ 公序良俗に反する（猥褻、売春、暴力、残虐、虐待等）行為、またはそのおそれがある行為、もしくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為。
- ⑥ 犯罪的行為、または犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそれらのおそれのある行為。
- ⑦ 電気通信事業等本コミュニティ活動を営利の目的とする行為。
- ⑧ 会員相互の不平等な取り扱いに該当する行為
- ⑨ 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- ⑩ 不特定多数に配信する広告・宣伝・勧誘等または詐欺まがいの情報もしくは嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為。
- ⑪ 第三者または Wi2 に対しメール受信を妨害する行為、もしくは連鎖的なメール転送を依頼または当該依頼に応じて転送する行為。
- ⑫ 第三者になりすまして本コミュニティ活動を利用する行為。
- ⑬ 本コミュニティ活動によりアクセス可能な Wi2 または第三者の情報を改ざん、消去する行為。
- ⑭ コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本コミュニティを通じて、または本コミュニ

ティに関連して使用し、もしくは提供する行為。

⑮第三者または Wi2 に迷惑・不利益を及ぼす行為、本コミュニティ活動に支障を来たすおそれのある行為、本コミュニティの運営を妨げる行為。

⑯本コミュニティを利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える態様において本コミュニティを利用する行為。

⑰その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。

⑱その他、事務局が不適切と判断する行為。

2. 前項に該当するおそれがある場合、事務局は、その会員及びその他第三者の承諾を得ることなく、APの利用を停止することができ、かつ、それに対して事務局は一切の法的な責任を負わないことを会員は同意するものとします。

(会員に関する情報の利用)

第 10 条 事務局および Wi-Fi アクセスポイントを登録した会員は、会員に関する個人情報について「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等個人情報の保護に関する法律その他の関連法令を遵守するとともに、本規約および別紙の「Wi-Fi スクエア・プライバシーポリシー」の定めにより取り扱います。

第 6 条に規定する AP 開放者の AP の情報 (SSID、ネットワークキー) は、Wi-Fi スクエアサーバに内包するものとし、会員に開示しません。

事務局は AP の利用情報を記録し、AP 開放者から要求があった場合は当該 AP のアクセス回数等を提供します。

1. 事務局は、原則として、会員が登録したユーザー情報のうち、個人情報保護法における個人情報にあたる情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示することはありません。なお、法令に基づく場合はこの限りではありません。当該情報については、本コミュニティを運営管理するため、ならびに本コミュニティに関する情報をお知らせする目的に利用します。

2. ただし、会員が本コミュニティを利用して、不正なアクセスを行った場合、または行ったと看做される場合には、そのアクセス情報及び会員について、情報を開示する場合があります。

3. 事務局は、本コミュニティの運営を第三者に委託する場合があります。その場合、委託先に対し、個人情報を会員の同意を得ることなく、開示することがありますが、事務局は委託先について責任を持って、管理します。

(コミュニティ及び事務局に対する賠償)

第 11 条 会員の本規約違反もしくは会員による第三者の権利侵害に起因または関連して生じたすべてのクレームや請求については、会員の費用と責任で解決するものとします。また、当該クレームや請求への対応に関連し事務局に費用が発生した場合または損害賠償金等の支払いを行った場合については、会員は当該費用および損害賠償金等(事務局が支払った弁護士費用を含みます)を負担するものとします。

(コミュニティ活動についての免責およびコンテンツ等の提供に関する責任)

第 12 条 事務局は、本コミュニティ活動および本コミュニティ活動におけるコンテンツ等について、その合法性、正当性、正確性、完全性を保証するものではありません。また、会員の希望を満たすものであること、ならびに損害等が発生しないことについても一切保証しておりません。よって、本コミュニティ活動に起因して会員その他第三者に損害が発生したとしても、本コミュニティ及び事務局は一切の損害賠償責任を負いません。本コミュニティの利用は会員自身の責任において行ってください。

2. 本コミュニティ及び事務局は、本コミュニティ活動における情報を提供するにあたり、会員そのほか第三者に損害が生じた場合でも、一切の法的な責任を負わないものとします。

3. 本コミュニティ及び事務局は、本コミュニティ活動に関連して会員に発生した使用機会の逸失、データの滅失、本コミュニティ活動の中断、またはあらゆる種類の損害（特別損害、逸失利益を含む）に対して、いかなる責任も負いません。

(著作権)

第 13 条 事務局が本コミュニティに提供しているレイアウト、デザイン、構造に関する著作権（が発生する場合）は事務局およびその提供者に帰属します。

(免責事項)

第 14 条 事務局は、本コミュニティの運営にあたり免責事項を次のとおり定めます。

(1) 事務局掲載情報の確実性、情報の正確性、安全性の放棄：

事務局は、本規約に同意された会員が本コミュニティを利用するにあたり、本コミュニティの内容や利用可能な AP の確実な提供、アクセス結果、情報のセキュリティなどにつきましては一切保証しておりません。

(2) 会員の責任：

本コミュニティの利用については、会員ご自身の責任で行っていただきます。

本コミュニティの利用にあたっては、次のようなリスクへの対処を行ったうえでご利用ください。

- ・ 悪意のある AP 登録者が会員の通信、パーソナル・コンピュータ (PC) 内のデータを盗み見、改ざんするリスク、特定の者になりすまして通信し不正な情報を流すリスク、傍受した通信内容を書き換えて発信するリスク
- ・ AP 登録者が、ルータ及び宅内のネットワークの設定次第で、PC 内データを盗み見、改ざんされるリスク、宅内ネットワークでつながっている機器を操作されるリスク
- ・ 同一の AP に複数の会員によるアクセスのため、互いの PC の設定次第で双方の PC 内を盗み見、改ざんするリスク

(参考) 公衆無線 LAN サービスには、次のようなリスクがあります。

- ・ 悪意のある者が、電波を故意に傍受し ID やパスワードまたはクレジットカード番号等の

個人情報、メールの内容等の通信内容を盗み見るリスク

- ・悪意のある者が、コンピュータウイルスなどを流しデータやシステムを破壊するリスク

(3) コミュニティ活動の一時的な中断による責任：

事務局は天災等の事由により、会員に事前に連絡することなく、一時的に本コミュニティ活動を中断することがあります。この中断による損害について、Wi2 は一切責任を負わないものとします。

(コミュニティ及び事務局に対する賠償)

第 15 条 本コミュニティの AP による接続、会員の本規約条項違反もしくは会員による第三者の権利侵害に起因または関連して生じたすべてのクレームや請求については、会員の費用と責任で解決するものとします。また、当該クレームや請求への対応に関連し事務局に費用が発生した場合または損害賠償金等の支払いを行った場合については、会員は当該費用および損害賠償金等（事務局が支払った弁護士費用を含みます）を負担するものとします。

(規約の変更)

第 16 条 本規約は、事務局により適宜改定されます。本規定の改定は、本コミュニティのサイト上で告知するものとし、告知後に会員がコミュニティを利用した場合には、改定後の規約に同意したものとみなします。

2 事務局は、本コミュニティにおける活動の内容を、会員への事前の通知なくして変更することがありますが、会員はそれに同意するものとし、会員に不利益または損害が発生したとしても、事務局は一切その責を負わないものとします。

3 本コミュニティ及び事務局は本コミュニティ活動を 1 ヶ月の予告期間において停止または解散することができます。コミュニティの停止又は解散は、本コミュニティのサイトで告知するものとし、事務局が、この手続を行った後に本コミュニティを停止または解散した場合には、コミュニティ及び事務局は会員に対して一切の損害賠償等の責を負わないものとします。

(準拠法・合意管轄)

第 17 条 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとします。本コミュニティの利用に関し紛争が生じた際には、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

(本規約の効力)

第 18 条 本規約は平成 22 年 9 月 1 日から発効し、適用されるものとします。

(改訂履歴)

- ・ 平成 22 年 9 月 1 日 制定